2　前項の届出書には、当該届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人である場合については、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を、当該届出書を提出する者が本人の同居の親族である場合にあつては、住民票の写しその他の書類で当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを、それぞれ添付しなければならない。

（登録の抹消に関する協会の手続）

第十条　協会は、公認会計士等の登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2　協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録の抹消を行い、その旨及び登録の抹消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならない。

（金融庁長官への通知）

第十一条　協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行なつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第七号（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

日本公認会計士協会　殿

氏　名　　㊞
続　柄
住　所

公認会計士
外国公認会計士　登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、公認会計士等登録規則第七条の規定により、届出を致します。

記

［表略］

様式第七号別紙（日本産業規格Ａ４）

［表略］

（注意事項）

１　この届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人であるときは、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付すること。

２　この届出書を提出する者が本人の同居の親族であるときは、住民票の写しその他の書類で、届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを添付すること。

３　法第二十一条第一項第四号に該当するに至つたときは、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

４・５　［略］

2　前項の届出書を提出する者が本人以外の者であるときは、当該届出書に本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付しなければならない。

（登録のまつ消に関する協会の手続）

第十条　協会は、公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、登録のまつ消を行ない、その旨及び登録のまつ消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

2　協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録のまつ消を行ない、その旨及び登録のまつ消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならない。

（金融庁長官への通知）

第十一条　協会は、開業登録、変更登録又は登録のまつ消を行なつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

様式第七号（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

日本公認会計士協会　殿

氏　名　　㊞
続　柄
住　所

公認会計士
外国公認会計士　登録のまつ消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、公認会計士等登録規則第七条の規定により、届出を致します。

記

［同左］

様式第七号別紙（日本産業規格Ａ４）

［同左］

（注意事項）

１　この届出書を提出する者が本人以外のものであるときは、本人の戸籍抄本を添付すること。

［加える。］

［加える。］

２・３　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。